

“#塩竈の春”インスタキャンペーン応募規約

塩竈市が主催する「“#塩竈の春”インスタキャンペーン」(以下、「本キャンペーン」という。)に応募いただく前に、本規約をよくお読みいただき、同意の上応募してください。本キャンペーンに応募した時点で、応募規約の記載事項すべてに同意したものとみなします。

1. 応募期間

令和5年4月1日(日)～令和5年5月31日(水)

2. 応募用ハッシュタグ・テーマ

#塩竈の春

3. 応募方法

- (1) 塩竈市内で写真を撮影(応募期間内の写真)
- (2) 塩竈市公式Instagram「@miyagi_shiogama_official」をフォロー
- (3) 指定ハッシュタグ「#塩竈の春」をキャプションに記載してInstagramに投稿
- (4) 応募完了

※公式アカウントのフォローを外してしまうと、受賞の際にメッセージが送れなくなる可能性がありますのでご注意ください。

※非公開設定のユーザーアカウントからの投稿は審査の対象外です。

4. 応募資格

市内・市外在住を問わず誰でも応募が可能です。ただし、商品発送の都合上日本国内に在住する人に限ります。

5. 注意事項

- (1) 本キャンペーンへの応募の際は、応募方法などの詳細をよく確認したうえでご応募ください。
- (2) 応募できるのは、原則として本人が撮影した写真に限ります。代理で投稿する場合には、撮影者の許諾を得たうえで、その旨を記載してください。
- (3) 応募用ハッシュタグがない投稿や、応募期間外に投稿されている場合、公式アカウントのフォローをしていない場合は審査の対象外です。また、塩竈市内で撮影された作品でないと主催者が判断した場合も審査の対象外になります。
- (4) 非公開設定のユーザーアカウントからの投稿は審査の対象外です。
- (5) 1回の投稿で複数枚画像を掲載している場合や動画を交えて掲載している場合は、一枚目

の画像(静止画)を応募作品として扱います。

- (6) 1アカウントで複数枚エントリーすることは可。
- (7) 被写体の個人が特定できる作品の場合は、本人の了承を得てください。なお、応募作品に関して第三者の権利の侵害が認められた場合、その責任は応募者が負うこととし、塩竈市は一切その責任を負いません。
- (8) 未成年者は保護者の同意を得て応募してください。
- (9) 以下に該当する場合、審査対象から除外し、受賞決定後であっても受賞を取り消す場合があります。
 - ① 他キャンペーン・コンテストへの二重応募および塩竈市が類似と判断した作品
 - ② 著作権、肖像権を侵害する作品
 - ③ 撮影時とは大幅に異なる画像の合成および大幅な画像処理(明度、彩度、色調等の調整を除く)をした作品
 - ④ 立ち入り禁止区域、および撮影禁止場所で撮影した作品、法律や公共ルールに違反した作品
 - ⑤ 公序良俗に反するもの、企業などの宣伝または政治目的、宗教勧誘など、特定のイデオロギーの宣伝または勧誘を意図するもの、個人・企業・団体などを中傷したり、プライバシーを侵害するもの、そのほかテーマにふさわしくない表現が含まれているもの
- (10) 応募を受領した旨の通知は行いません。
- (11) 応募は無料とする。ただし、応募にかかる費用は、応募者本人が負担するものとします。
- (12) 入賞者には、より解像度の高い画像データの提出をお願いすることがあります。
- (13) 応募作品の撮影に伴う事故やトラブルに関して、塩竈市は一切の責任を持ちません。

6. 審査および発表

6月中旬に審査、結果発表を6月下旬に予定しています。詳細は、6月以降にお知らせします。

7. MVP の通知

結果については、塩竈市公式インスタグラムおよび塩竈市ホームページ等で発表します。

※受賞者には、塩竈市公式アカウント「@miyagi_shiogama_official」からダイレクトメッセージを送付し、連絡します。

8. 個人情報の取り扱い

- (1) 応募いただいた際の個人情報は、塩竈市が厳重に管理し、本キャンペーンに関する業務以外では一切使用しません。
- (2) 本キャンペーンで入賞した場合、応募者のアカウント名・氏名・住所(市町村名までに限る)を公表することがあります。

9. 応募作品の2次使用

応募作品については、著作権は応募者に帰属しますが、塩竈市および塩竈市が許可した団体が、応募者の許諾を要することなく、また無償で、応募作品をホームページ、SNS 等における配信、テレビ放映、イベントや展示等において使用します。

10. そのほか

- (1) 本キャンペーンは、インスタグラムが後援、支持、運営、関与するものではありません。
- (2) 受賞に関する問い合わせにはお答えしません。
- (3) 受賞の権利を他の人に譲渡することはできません。
- (4) 明記されていない事項については、塩竈市の判断によります。

11. 問い合わせ先

事務局

塩竈市役所総務部秘書広報課広報係

住 所: 〒985-8501 塩竈市旭町1番1号

電 話: 022-355-5728 メール: sisei@city.shiogama.miyagi.jp